HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	高等専修学校の1条校化をめぐる論点 ： 管理職への聞き取り調査を中心に
Author(s)	山田, 千春
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 120, 179-198
Issue Date	2014-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.120.179
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56432
Type	departmental bulletin paper
File Information	AA12219452_120_179-198.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

高等専修学校の1条校化をめぐる論点

—— 管理職への聞き取り調査を中心に ——

山　田　千　春*

【要旨】 全専各連は，専修学校が学校教育法第１条に規定されていないために起こる取り扱いでの格差を改善しようと，専修学校の１条校化運動を推進してきた。それに関する議論は，専門学校を中心に行われているので，本稿では，高等専修学校に焦点を当て，筆者が北海道の高等専修学校の管理職に行った聞き取り調査をもとに，１条校化をめぐる論点の整理を試みた。調査の結果，小規模校では，資格のある教員の確保や施設面での充実を義務付けられる点から，専修学校のままを望んでいた。一方，中規模校では，教員数の増加や教育施設のより一層の充実を期待し，１条校化を望んでいた。それらを踏まえて，高等専修学校の１条校化をめぐる論点として，1，全専各連の１条校化の要望と現場との間に意見のギャップがある点，2，格差の改善を優先するのか，教育における自由度を優先するかという点，3，教員資格の基準について，4，学園内における他の学校との関係性の問題，以上４つの論点を見出すことができた。
【キーワード】高等専修学校，1条校，後期中等教育

１．はじめに

本稿の目的は，専修学校の1条校化，特に高等専修学校の1条校化をめぐる論点を整理することである。専修学校には，高卒者を入学対象とする専門課程（いわゆる専門学校），中卒者を入学対象とする高等課程（高等専修学校），入学基準のない一般課程とがある。本稿では，高等学校に同じく後期中等教育に位置する高等課程，つまり高等専修学校を中心に論点を整理する。

専修学校は，学校教育法第124条にある「教育施設」であり，学校教育法第1条に規定されている「学校」ではない。それによって，1条校の学校や学生・生徒と比較して，専修学校やそこで学ぶ学生・生徒との間に格差が存在している。それらの解消を目的に全国専修学校各種学校連合会[1]（以下 全専各連）が中心となって，専修学校を学校教育法第1条の「学校」に追加規定しようとする動きが始まった。これを専修学校の「1条校化運動」と呼んでいる[2]。しかし，専修学校の1条校化の要望は，全専各連から提案されているものであり，その議論すらも一般的には知られておらず，専修学校の先行研究においても，専修学校の1条校化について議論されることはほとんどなかった[3]。むしろ，専修学校は，その設置基準の緩さを活かして，変化する社会のニーズに対応した柔軟な教育を行い，それが専修学校の発展を遂げた要因であるとも考えられている[4]。

だが，そのような専修学校の利点は，圧倒的に数が多い，専門学校の特徴を中心にまとめて語られることが多く，その他の2つの課程（高等課程，一般課程）は，数が少ないこともあって，注目されることがほとんどなかった。そのうちの1つである高等専修学校は，後期中等教育の

* 北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程

主流である高等学校との関係や中等後教育への接続（進学者の増加）から，1条校教育（高等学校）との互換性を主眼とし[5]，指定校制度[6]や技能連携制度[7]の利用によって，高等学校（専門高校）の教育に近づいたため，「柔軟性」の利点が専門学校ほど活かされているとは考えにくい。それよりも，高等専修学校は，全日制の高等学校と比較して，中学時代の不登校経験者や高校中退者など，受け入れ可能な生徒の対象を広げ，その生徒たちに職業教育を行うことによって，少ないながらも生徒数を維持してきたと考えられる。中には，定時制高校や通信制高校と比較すると中退率を低く抑え，卒業後，フリーターや無業者になる生徒も少なく，高等専修学校は，学校間のトラッキング[8]を打開する可能性のある学校との指摘もある[9]。にもかかわらず，1条校である高等学校との取り扱いにおける格差が依然として残り，今後，高等専修学校が存立できる要件を検討していく意味でも，あるいは，高等学校で学ぶ子どもとの格差を解消するためにも，高等専修学校における1条校化について，1度論点を整理しておく必要がある。

瀧本（2008）が，専門学校関係者に行った調査によれば，1条校化については賛成意見が多かったが，その中で，規制が多くなることへの懸念も指摘された（例えば，教員資格への制限や施設設備規定の強化による設備費用の負担など）。それに対して，多くの学校が1条校の高等学校化しつつある高等専修学校では，全専各連の掲げている専修学校の1条校化について，どのような意見を管理職が持っているのだろうか。全専各連の1条校化の要望だけではなく，実際，学校運営に携わっている高等専修学校の管理職の意見を踏まえ，高等専修学校の1条校化に関わる論点の整理を行うべきであろう。

そこで，本稿では，次の2節で，専修学校の1条校化の議論を説明するために，文部科学省が設置した「専修学校の振興に関する検討会議」[10]の中から，全専各連から提案した専修学校の1条校化の要望とそれに対する有識者からの意見を取り上げる。3節では，1条校化の要望が起きるきっかけとなった，1条校と専修学校の違い，特に高等学校と高等専修学校の取り扱いの格差について説明をする。さらに，その背後にある高等専修学校の特徴について，学校教育法と専修学校設置基準を中心に，高等学校との比較において説明をする。4，5節では，筆者が実施した北海道における3年制の高等専修学校の調査の中から，高等専修学校の1条校化に関わる管理職の意見を取り上げ，全専各連の提案する専修学校の1条校化について，現場の管理職が自校の実態から，どのように捉えているのかを整理する。以上のことを踏まえて，6節では，高等専修学校の1条校化に関する論点を示していきたい。

2．「専修学校の振興に関する検討会議」における1条校化の議論

専修学校の1条校化に関する議論を説明するには，「専修学校の振興に関する検討会議」における議論を取り上げるのがよいと考える。この検討会議は，職業教育・キャリア教育の重要性が問われ，専修学校の社会的要請も増大している中で，専修学校の教育制度の改善や今後の振興方策などについて研究・検討を行い，政策形成上の参考とすることを目的に設置されたものである。平成19年9月に文部科学省に設置され，平成20年3月までに12回開催されおり，その中で，「専修学校の1条校化」に関する議論も行われている。

全専各連は，検討会議の中で，専修学校の制度的な位置付けの明確化と1条校との格差是正

を目的に,「専修学校制度の部分的改正ではなく，現行の専修学校制度はそのまま残しつつ，新しい学校種を創設し，学校教育法第1条に規定すること」を基本方針として,「新しい学校種の創設」を提案している[11]。ある一定水準の高い教育を行っている専門学校を「（仮称）新専門学校」，高等専修学校を「（仮称）新高等専修学校」とし，新しい学校種を創設して，学校教育法第1条の「学校」への追加規定を提案している。ある一定水準とは,「（仮称）新専門学校」の修業年限を2年（3年又は4年),「（仮称）新高等専修学校」の修業年限を3年とし，設置者はともに,「国，地方公共団体及び学校法人」としている[12]。現在の専修学校制度は残す提案なので，一定基準に満たない専門学校や高等専修学校，そして，専修学校一般課程は，そのまま，専修学校として存続していくことになる。

全専各連の1条校化の提案についての概略は以上であるが，この提案に対して，検討会の中で，有識者からどのような意見が出されているのか。インターネット上で公開されている「専修学校の振興に関する検討会議」（第7回）の資料2「これまでの主な意見概要（案）」[13]から，専修学校の1条校化に対する主な反対意見を抜粋したのが以下の内容である。

「専修学校の振興に関する検討会議」（第７回）
資料２「これまでの主な意見概要（案）」より抜粋

・1条校であろうとなかろうと，制度上，専門学校が高等教育機関であることには変わりはない。緩やかな設置基準により，柔軟かつ自由闊達に学校運営できる点こそ，専修学校の強さであり，それを活かすべき。
・高等教育の1条校は，現行の大学，短大の設置基準が最低の水準であり，高等教育の国際的な「質の保証」が問われる今，これらを下回るような新たな学校種の創設を行うべきではない。
・1条校化を目指すのであれば，1条校である大学・短期大学，高等専門学校等を目指せば済むことではないか。
・大学・短期大学，高等専門学校，高等学校においても，専門教育を通じての職業教育を行っており，大学・短期大学と新しい学校種の職業教育との違いが明らかでない。
・「新高等専修学校」については，従来ある専門高校とどのように違うのか。学習指導要領に基づいて教育をするということであり，また目的も高等学校と変わらない。
・「新専門学校」については高等教育全体，「新高等専修学校」については中等教育全体の議論の中で考えるべき。
・専修学校と1条校の「差異」あるいは「格差」については，個別に全て洗い出し，各省庁にそれを投げて一つずつ解決していくという地道なことをしていくべき。
・現在の専修学校を「新しい学校種」と残りの専修学校とに分ければ，残りの専修学校には依然として「格差」は残ることになり，残りの専修学校の切り捨てではないか。
・1条校との「差別」を是正するという理由だけで，専修学校を1条校の中に組み入れて国の政策にのっとった教育を行うことは避けた方がよい。
・設置基準の中核である「校地及び校舎の面積」「校地・校舎・施設設備の内容」「教員資格及び教員数」など具体的な内容が明らかでない段階では，新しい学校種の構想に賛意を表すことはできない。

つまり，検討会議でも専修学校と1条校との取り扱いの格差は認めているが，高等教育全体の中での「（仮称）新専門学校」，後期中等教育全体の中での「（仮称）新高等専修学校」のそれぞれの位置付けや役割を明確にし，現在の専修学校とは異なる設置基準を示さなくては，「新学校種」の創設の実現は難しい現状にあると言える。検討会の中でも，職業教育の充実のために，現在の学校教育制度を見直し，新しい学校種を創設すべきかどうかは，当然，専修学校以外の高等教育全体，あるいは後期中等教育全体の中で議論をする必要があるとなった。ただし，これは，専修学校振興の検討を超えるものであり，今後，中教審で審議を深めていくことが適当であると考えられた。

なお，専修学校の専門課程（専門学校）においては，平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の議論を踏まえ，文部科学省に設置された「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の中で，調査・検討がなされてきた。その結果，専門課程（専門学校）においては，高等教育のキャリア教育・職業教育の充実を図ることを目的に，企業，関連施設，業界団体等と連携しながら，より実践的・実務的な職業教育を行い，教育の質の確保を組織的に取り組む学校を文部科学大臣が「職業実践専門課程」[14]として認定し，奨励することになった。これは，平成25年8月30日から告示・施行され，専門学校においては，「新たな学校種」の創設に向けて前進が見られているが，高等専修学校に関する新たな展開は見られていない。

次に，全専各連が専修学校の1条校化を要求している，1条校と専修学校の違い，特に高等学校と高等専修学校の取り扱いにおける格差について説明していきたい。

３．1条校と専修学校の比較

(1) 高等学校との取り扱いの違い

全専各連が，専修学校の1条校化を要求しているのは，1条校との取り扱いにおける格差改善に集約することができる。専門学校と高等専修学校では，格差のある項目について，ほぼ同じであるが，若干の相違点が見られるので，本稿では，高等専修学校に焦点を絞り，1条校である高等学校との取り扱いの違いを述べる。

高等専修学校の9割は，私立の学校であるが，1条校の私立高等学校と高等専修学校の格差で，真っ先に指摘されているのが助成金額である。私立高校なら生徒1人当たり年間30万円～34万円（都道府県によって異なる）学校へ助成金として補助されてれるが，高等専修学校は，生徒1人当たり年間6万円程度の支給額である（同一県内でも学校法人立とその他の学校で助成金額に差をつけている[15]）。従って，私立高校から比較すると限られた財源の中で学校経営が行われていることになる。（ただし，この金額も都道府県によってかなり開きがあり，新潟県は2万，東京都は15万，大阪府は27万となっている。東京都の場合は，私立専修学校障害児教育事業費補助金として，特別支援教育を実施している学校には，生徒1人当たり年間39万円の支給がある。）[16]

次にあげられるのは，専修学校が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用にならない点である[17]。この法律は，災害のうち，その規模が特に甚大な場合，復興に際して国が財政的な支援を行うものである。1条校の学校には，災害後の復旧に際して国か

らの支援があるが，専修学校には，支援が認められていないということである。

学校に対する財政的な支援だけではなく，生徒に対しても不利な点が見られる。それは，私立高等学校授業料軽減補助金制度が適用にならない地域があることである[18]。この制度は，私立高校に通学している生徒を対象に，世帯収入が350万円未満程度の世帯には，月額10，000円が補助金として支給されている。この制度は，高等専修学校の生徒に対して，補助の対象になっている地域もあるが，対象とならない地域も多くある。

その他，生徒に対しては，日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付を利用できない点がある[19]。専修学校は，日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の加入対象外になっている。従って，専修学校に在籍する生徒が，校内の活動で事故に遭うことを想定して，この制度に加入することはできない。ただし，通信制高校や定時制高校と技能連携[20]を結んでいる生徒は，通信制高校，又は，定時制高校の生徒としてこの制度に加入することが可能である。

教員の研修に関しては，全専各連の各地方のブロックで教員の研修会が実施されている。しかし，高等学校の教員を対象とする研修会の案内は，学校に送付されてくることはなく，高等専修学校側から調べてアクセスしない限りは，研修会等に参加する機会に恵まれていない。

最後に，技能連携制度を利用している学校は，生徒や教員への負担が大きいことである。3年制の高等専修学校の多くは，規定の科目数をこなしている学校に，高等学校卒業と同等の資格を与え，大学・短大，専門学校への進学が認められている[21]。しかし，高等専修学校の卒業資格は，あくまでも高等学校卒業と同等であり，高等学校卒業資格そのものを得るには，定時制高校もしくは，通信制高校との技能連携制度を活用しなくてはならない。技能連携制度の多くは，単位認定の方法として連携している高校へレポートの提出が求められているが，このレポートの提出が，生徒や指導する教員にとっても大きな負担となっている。また，連携している高校との事務的な手続きが教員の負担となる場合もある。ダブルスクールの形をとることになるので，学費の負担も避けられない課題である。

就職や進学の際には，ほとんど不利な点は見られなくなった。しかし，未だに，大学の推薦入学において，高等専修学校からの成績証明書だけではなく，1条校の技能連携校からの成績証明書の提出を求められたり，就職の採用試験において，企業の中では，高等専修学校に対する理解が十分でないところも希に見られる。

就学支援金や所得に応じた加算申請，各都道府県の高等学校奨学会の奨学金の貸与については，1条校の高校生と同じく扱われ，3年制の高等専修学校の生徒に対しては，通学費に適用される学割にも格差はない。次に，このような取り扱いにおける格差が生じる高等専修学校の特徴を，1条校の高等学校と比較しながら述べる。

(2) 高等学校と比較した高等専修学校の特徴

学校教育法と専修学校設置基準を中心に，1条校の高等学校と比較して高等専修学校の特徴を説明しておきたい。学校教育法第11章（124条から133条まで）に専修学校のことが明記されている。高等学校や大学との大きな違いは，専修学校の場合「修業年限が1年以上であること」である。従って，専修学校は，修業年限1年の比較的短期の学校から，それ以上の学校が存在することになる。高等学校を意識した高等専修学校では，修業年限が3年であり，それらのほとんどの学校が，大学入学資格付与指定校[22]である（学校教育法90条，学校教育法施行規則第150条3）。

1条校では，設置者が国，地方公共団体，学校法人であるが[23]，学校教育法127条には，専修学校の設置者は，次のように明記されている。

［学校教育法127条］

専修学校は，国及び地方公共団体のほか，次に該当する者でなければ，設置することができない。

1　専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

2　設置者（設置者が法人である場合にあっては，その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

3　設置者が社会的信望を有すること。

つまり，経営するために必要な知識や経験があり，社会的信望を持っていれば，法人でなくとも，個人で学校を作ることができるのが特徴である。看護学校では，学校法人よりも，社団法人，医療法人が設置者になっている場合がある[24]。

次に，教員についても違いが見られる。例えば，「高等学校には，校長，教頭，教諭及び事務職員を置かなければならない。」（学校教育法60条）に対して，「専修学校には，校長及び相当数の教員を置かなければならない。」（学校教育法129条）とあり，専修学校には，教頭や事務職員を必ずしも置く必要がないことになる。具体的な教員資格に関しては，専修学校設置基準に示されている。ここでは，高等専修学校のみを取り上げる。

［専修学校設置基準　第42条］

専修学校の高等課程の教員は，次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し，専門的な知識，技術，技能等を有するものでなければならない。

1　前条各号の一に該当する者

2　専修学校の専門課程を修了した後，学校，研究所等においてその担当する教育に関する教育，研究又は技術に関する業務に従事した者であって，当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者

3　短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で，2年以上，学校，研究所等においてその担当する教育に関する教育，研究又は技術に関する業務に従事した者

4　学士の学位を有する者

5　その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

高等学校の教員は，大学で所定の単位を取得した教員免許保持者であるが，高等専修学校の場合，教員免許を持たなくても良い。大卒者だけではなく，専修学校の専門課程（専門学校）卒業者も実務経験があれば，専修学校の教員になることができる。ちなみに，各都道府県の専修学校各種学校連合会では，採用3年以内の新任教員に対して，教職科目を中心とした研修を行っている[25]。

また，学校設備の面においても，1条校より緩く，専修学校設置基準には，「なるべく図書室，保健室，教員研究室等を備えるものとする」（専修学校設置基準46条2），「目的に応じ，実習場その他の必要な施設を確保しなければならない」（専修学校設置基準46条3）となっており，設置されている学科において，その必要性がない設備については，設置する必要はない。校地・校舎の面積についても，高等専修学校は高等学校より，基準が狭く定められている[26]。

最後に，高等専修学校は，学校教育法第125条の2に位置付けられている学種なので，第1条の高等学校のように学習指導要領の適応義務はない[27]。従って，独自の教科書や教材を作成し，教育を行っている高等専修学校もある[28]。ただし，通信制や定時制と技能連携を結んでいる学校は，レポート提出科目（主に普通教科）に関して，学習指導要領に則った学習内容を指導することになる。

以上のように，高等専修学校は，1条校の高等学校より取り扱いの格差はあるものの，反面，設置基準が緩やで，教える教科に関してある程度の実務経験があれば，専門学校卒でも教員になることができる。高等専修学校は，1条校よりも学校の設置や教員の確保がしやすく，子どもの実態に即した学習内容を実施しやすいという利点を持っている。

４．調査の概要

1条校との格差是正を目指している全専各連の1条校化運動であるが，実際，学校経営に携わる高等専修学校の管理職は，専修学校の1条校化について，どのような意見を持っているのだろうか。筆者は，その疑問や高等専修学校の教育を明らかにするために，『進路指導資料　平成25年度版　全国専修学校総覧』の中に掲載されている北海道の3年制の高等専修学校6校を対象に，管理職への聞き取り調査を行った。（「高等課程あり」と明記されている12の学校へ電話連絡をしたが，現在，高等課程に生徒が在籍している3年制の学校は6校のみだった。「高等課程」と明記されていても，現在，生徒がいないとか，募集を停止していると回答した学校がある。）全専各連は，3年制で設置者が学校法人である学校を1条校へ格上げしたいと提案しているので，今回は，その基準を満たす学校のみを調査対象とした。従って，修業年限が1～2年の看護学校，理美容学校，調理・製菓学校は，調査の対象とはしなかった。

全国の高等専修学校のほとんどが私学であり，今回，調査を実施した学校も全て私学である。調査対象となった学校の分野は，商業実務分野3校，工業分野1校，文化・教養分野1校，服飾分野1校である。平成25年7月31日～8月10日にかけて，6校を筆者が学校訪問し，管理職（校長，教頭，事務長）と面談し，聞き取り調査を実施した。1校につき，1時間30分から2時間の時間を要した。さらに，確認や補足的な質問を，FAXやEメールで行った。

表1　北海道内の高等専修学校の概要

学校	A校	B校	C校	D校	E校	F校
分野	商 業	商 業	工 業	文化・教養（芸能）	商 業	服 飾
回答者	校 長	校長・顧問	教 頭	事務局長	教 頭	校 長
学校創立	昭和31年	昭和28年	専門課程は，昭和63年から。高等課程は，平成8年から。	札幌の学校は平成24年から。	昭和27年	昭和16年
生徒数	全校生徒155名。1年生60名（2クラス），2年生59名（2クラス），3年生36名（1クラス）。	全校生140名前後。各学年2クラス。1クラスは，25名前後。	1学年50名定員。共学。その8割ぐらいが入学。全校生徒113名。各学年2クラス。1クラスは，20名から25名の人数。	定員40名で，昨年入学が13名，今年8名の入学。（東京，大阪，名古屋，福岡，仙台などの都市には，同じ学園のミュージック学校が既にある。）	学則上の定員は，1学年40名。募集上の定員は1学年10名。1学年4名，2学年11名，3学年1名の在籍。中学時代の不登校生徒，少人数での学習を希望する生徒が入ってくる。	3年生に2名。次年度，入学者がいなければ高等課程に生徒がいなくなる。
教員数	専任8名，非常勤講師5名	専任10名，非常勤講師7名	専任8名，非常勤講師7名	未回答	専任4名，非常勤1名	専任2名，非常勤3名
併設	同じ学園で2つの専門学校，幼稚園1校，保育園1校，英会話スクール，スポーツクラブもある。	なし	専門課程	専門課程と併設。また，この学園は，全国に，60校を運営している。	厚生労働省が行う職業訓練と併設。	専門課程，一般の方を対象とした洋裁別科，カルチャーコースもある。
教育課程	普通科目と商業の専門科目を学んでいる。商業高校とほぼ同じ。	普通科目と商業の専門科目を学んでいる。商業高校とほぼ同じ。	普通科目と工業の専門科目を学んでいる。工業高校とほぼ同じ。	普通科目と芸能に関する専門科目を学んでいる。	普通科目と商業の専門科目を学んでいる。商業高校とほぼ同じ。	普通科目と服飾の専門科目を学んでいる。家政科の専門高校と似ているが，数学，英語の科目はない。
大学入学付与指定制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり（家政系の大学・短大に進学可）
技能連携制度	道立の高校と技能連携（定時制課程）	道立の高校と技能連携（定時制課程）	広域通信制高校と技能連携（私立）	広域通信制高校とダブルスクール（私立）	なし	なし
中学時代の不登校生との受け入れ	積極的に行っている。	積極的に行っている。	積極的に行っている。	受け入れている。	不登校生徒を中心に募集している。	積極的に受け入れている。
高校中退者の受け入れ	受け入れていない。転学の相談は多く来るが，転学の受入は消極的。	受け入れていない。過年度の中学卒業生の入学者はいるが，それもレアケース。	受け入れていない。1年の7,8月ぐらいまでなら，転入学も可。4月からなら編入学も受け入れている。	受け入れている。転入学者もいます。	受け入れているが，レアケース。退学者ではなく，転入学者（前の学校からの転校）は，受け入れている。	中退者，転入学者，編入学者，どれも積極的に受け入れている。
特別支援教育の実施	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。	実施していない。特別支援学校教諭免許保持者はいない。

注）数字等は，あくまでも調査時（平成25年7月～8月）のものである。

５．調査の結果

(1) 各学校の概要

各校の生徒数と教員数，教育課程，教育における特徴的なこと，併設課程の有無は，表1の通りである。全ての学校が，大学入学資格付与指定校であり，卒業後，大学・短大，専門学校への入学が認められている。A校，B校，C校，D校は，技能連携制度を活用しているので，定時制もしく，通信制の高校にも在学し，決められた教科のレポート提出と試験によって，高等学校卒業の資格を得ることができる。どの学校も専門教科だけではなく，普通教科も学習し，専門高校と同等のカリキュラムをこなしていると考えられる。学校自体は，比較的小規模であるが，それを経営している学校（学園）の規模はまちまちである。高等課程単独で経営している学校は，B校のみであり，他は，専門課程，職業訓練，カルチャーコースなど，複数のコースと一緒に経営されている。そうなると，高等課程は，学園全体の収益における補完的な役割を担っていると考えられる。A校を経営している学園は，複数の専門学校や幼稚園もあり，比較的大きな学園である。D学校は，専門課程が併設されているだけではなく，同じように芸能系の学校が，全国の大都市（東京，大阪，名古屋，福岡，仙台）にあり，それ以外にも，全国規模で幅広い分野の学校を多数運営している学園である。このように，北海道の高等専修学校は，資金力も学校によって全く異なっている。全ての学校で，中学時代の不登校生徒を受け入れ，高校中退者もD校，E校，F校で受けて入れている。ただし，D校に関しては，不登校（中退者）を受け入れているという考え方はそもそもなく，「業界で働きたい」という強い意志を面接で確認できた生徒に対して入学を認めているようだ。

(2) 1条校化に対する管理職の意見

まず，最初に，学校現場で経営に携わる管理職にとって，1条校との格差を感じる時があるのだろうか。また，どのような時に，それを感じるのか尋ねてみた。

【質問1　1条校との違いや格差はどのような時に感じるのか。】

・激甚災害の補助が適応されていない。後回しにされちゃう。補助金の面でもそう。専修学校で図書館司書の資格は取れない。なんせお金が違うからね。これからは，専修学校と高校の格差なく進展してほしい。（A校　校長）

・1条校との助成金のあるなし。専修学校は国からはゼロで，都道府県から助成金をもらっているが，その額は，1条校と比較して開きがある。大阪府は，私立高校と同額。東京都も多い。地方の学校は少ない。地域格差の典型的な例だと思う。（B校　顧問）

・高等専修学校は，学校名に「高等学校」とつけることが出来ない。中学生向け雑誌にも1条校のページには入れてもらえない。例えば，道新受験情報にも1条校の枠には入れてもらえず，塾の枠に入れられてしまう。知名度が低い。（C校　教頭）

・特になし。（D校　事務局長）

・格差は感じることはあまりないが，諸制度を使うときに，1条校ではないとだめだということもあり，そんな時に不便さを感じるときはありますけども，教育の中身に関しては，そんなに感じることはない。例えば，全経[29]で1級をとった子供がいて，その子がわからない子どもに教えたりするのが，専修学校の良さであると思っている。ですから，格差とは感じたことはない。（E校　教頭）

・就職が洋裁に限られているので，就職先が狭い点。なかなか事務職とか難しい。洋裁に限られているので，就職先が狭まっている。現在，生徒が少なくても成り立っているのは補助金があるからですね。（F校　校長）

A校，B校は，助成金の格差についてや激甚災害の補助が適用されない点をあげている。A校の司書教諭については，専門学校と大学を比較しての格差で，高等課程のことではない。C校は，雑誌等で高等学校と一緒のページに紹介されない点，E校は，格差とまではいかないまでも諸制度を利用するときの不便さ，F校は就職の職種が限定されてくる点をあげている。D校の場合は，特別格差を感じることはないようだ。このように，それぞれの学校や管理職によって，1条校との格差を感じる点は異なっているし，全く格差を感じていない管理職もいる。これは，各校の管理職が，1条校との格差について，どのような認識を持っているのかによって，回答の内容が異なってくるのではないかと思われる。

では，北海道の高等専修学校の管理職は，全専各連の1条校化運動に対してどのような意見を持っているのか。それを尋ねたのが次の質問である。

【質問2　全専各連の1条校化運動に対する意見。高等専修学校は1条校化を目指すべきなのか，それともその柔軟性を利点に専修学校として経営していくべきなのか。】

・1条校へなった方がいい。1条校へなったら，地方の公立は驚異に感じるのでは。
（A校　校長）

・1条校化と柔軟性，どちらも必要である。1条校にならないと他の学校とは戦えない。この学校が国民から支持される独自なものが必要になる。柔軟性を活かして，国民からの信頼を得て，1条校を目指すのがよい。評価されるような努力がいる。1条校との格差がなくなったら，1条校より上になると思う。（B校　顧問）

・1条校になって，柔軟性が失われてしまうのはデメリットですが，1条校化は総合的にメリットが大きいと思う。（C校　教頭）

・この質問に関しては，学園グループ全体として回答すべき質問なので，本校だけでは回答できません。（D校　事務局長）

・専修学校全体のくくりで1条校化するのではなく，それぞれでよいのでは？専門課程と高等課程をごっちゃにして1条校化は難しいのではないか。専門課程は1条校化するのは，ある

程度，意味があるのかなぁと思うのですけど，高等課程はどうなんでしょうかね。1条校化しても，どこにメリットがあるのかわからない。それぞれ区分けして1条校化していかないと。後期中等教育と中等後教育を分けて1条校化するのがいいんじゃないでしょうかね。私は，前職，東京の専門学校に勤務していましたが，職業人養成の学校だなぁと強く感じましたし，その辺の中途半端な短大よりも負けないよと思っていました。それぞれの課程の1条校化するメリット，デメリットを分けて議論しないといけないのかなぁと思います。お金のことで全専各連は1条校化をと思うのですが，お金のつながりだけで考えていくと自由度は活かされないなぁと思います。（**E校　教頭**）

・やれる力のあるところはやってくださいって感じで，今は，資金力がないと学校というのは作れないし，充実させれば，生徒にとってもよいことなので，やりたい学校はやってもらい，地方は地方なりの地方でできることをなるべく頑張ってやっていたきいと思っている。パソコンなどにも頼らず，専修学校のままで。都市部で力のある学校は，1条化を目指したらよいと思う。（**F校　校長**）

A校，B校，C校は，1条校化が全体的に学校へメリットをもたらすと判断し，専修学校の1条校化には賛成である。ただし，C校のように，1条校化によって，柔軟性が失われてしまうことを心配している管理職もいる。B校は，「1条校」と「柔軟性」どちらも必要であるとし，「柔軟性」を活かして1条校を目指すべきだと述べている。F校は，1条校化に対しては否定的である。F校は，資金のある学校は1条校を目指したらよいが，自校の現状からは，その基準を満たす設備投資や人材確保の点で1条校化の実現は困難であると感じているようだ。E校は，1条校化について，専門学校と高等専修学校を別々にして考えていくべきであり，高等専修学校の1条校化については，そのメリットとデメリットをもっと慎重に議論しながら進めていくべきと述べている。E校の管理職の意見については，筆者も同じ意見を持ち，本稿でも専門学校と高等専修学校を分けて検討しているが，多くの学校は，両課程が設置されているケースが多いため，1条校化の意見が，経営者の中で，一緒くたになりやすい傾向にあるようだ。

今度は，全専各連の示す基準を満たした学校が一斉に1条校に格上げするのではなく，自校が個別に1条校を目指していきたいのか，もし，目指すのであれば課題となっていることは何かを尋ねた。

【質問3　高等学校の設置基準を満たして1条校の高等学校を目指さないのか。（それともその必要性はないのか。）1条校を目指す上で課題となっていることは何か。】

・今まではこれでよかったが，これから先ですかね。子供もどんどん減っていきますしね。国からの補助が増える。けど，自由度がなくなる。規制が増える。お金が入ってくるから，いい教育ができるかもしれないしね。自分の代ではならないと思うよ。（**A校　校長**）

・本校独自で1条校化は難しい。校地の面積など，そのような条件をクリアすることはできるのだが，地域に1条校の必要性が高くないと認められない。地域で，1条校が不足しているという状況がなければ，1条校化は難しい。地元の私立高校の承認もいるので。ある一定の基準

を作りそれをクリアしたら1条校になるという制度的にも明確なものがほしい。(B校　顧問)

・この質問に関しては，私（教頭）の立場では回答できない。（C校　教頭）

・この質問に関しては，学園グループ全体として回答すべき質問なので，本校だけでは回答できません。（D校　事務局長）

・目指さないでしょうね。高等学校化する考えはないと思う。一番は，教員の問題で，E市では高校の教員免許保持者を確保することが難しいし，余裕もない。E市には，私立でE高校があり，その関係で免許保持者の教員確保は困難だから。それに見合う給料を払い雇うということは不可能である。（E校　教頭）

・目指さない。子どもの数も少なくなっていき，専門課程も都市部に集中するので，地方は，なかなかどこも大変になってきている。大きな学校へ行けば，また，勉強もできますし，大きな所にはかなわないかな。また，洋裁もパソコンでやる時代なので，パソコンを設置するなどそのような設備投資に関しては難しいので。今は，洋裁をコンピューターで行う時代なんです。うちは，デザインは手書きですが。今はパソコンがやる時代になってきている。そういうのを設置するにはお金がかかるから，学校が生き残れるのは，札幌しかないかな。
（F校　校長）

1条校化は，今後の生徒数確保に向けては必要なのだが，そうなると自由度がなくなることを危惧しており，A校の立場は明らかでない。さらに，A校は，専修学校の1条校化の実現に関しては，そうとう時間がかかると見ている。B校は，1条校化を望んでいるが，仮に1条校の基準をクリアしても，地域や周辺の学校からの承認がないと1条校化が困難である状況を述べている。過去に，B校では，独自に1条校を目指した経験があったのだろうと考えられる。E校，F校は，1条校化を目指さない方向のようである。この2校は，現状の経営規模から，資格のある教員の確保と教育施設の充実という観点で，1条校化は難しいと見込んでいる。

次に，1条校なみの助成金が得られたとしたら，自校の教育がどのように変化するのかを聞いてみた。

【質問4　もし，1条校なみの私学助成金額が得られたら，自校の教育は変化するのか。するとしたらどのように変化するのか。】

・教育施設の充実と人材確保が出来る。（A校　校長）

・施設設備が充実してくる。給料もアップできる。教員も増やすことができる。経営面がかなり変わってくると思う。助成金は後で，まずは1条校になるのが先という流れで全専各連等は進めている。　（B校　顧問）

・設備投資が変化してくる。（C校　教頭）

・(現在は) 国からの助成金は受け取らない方針でやっている。(専門課程も)
（D校　事務局長）

・教員の資質と社会との連携が重要。お金があって，人の気持ちがあって教育の質は向上していくものなので，教員の資質があると教育の質は，向上するのではないかと思う。何よりも教員の資質が大事。だから，金があると良くなるとは言えない。ただ，1条校化によって補助金が得られると，それがきっかけとなり教員の資質向上につながっていけるとも考えられるけど。（E校　教頭）

・それは変化する。設備投資の面でも，教員を多く雇うことができる。（F校　校長）

D校以外は，助成金が1条校なみに得られることで，教育施設が充実し，より多くの教員を採用しやすくなると述べている。特に，教員数の増加は，中学時代，何らかのつまずきを感じた生徒を受け入れている高等専修学校において，生徒へのより手厚い指導が可能になるという点で優先すべき項目であると思われる。それに対して，E校は，教員の資質が何よりも重要であると考え，助成金アップが必ずしも教員の資質向上にプラスの影響を与えるかどうかは判断が難しいと慎重な意見を述べている。ただし，補助金（助成金）によって，教員の資質向上へつながる可能性を全面的に否定しているわけではない。

最後の質問として，1条校の高等学校にはない高等専修学校独自の教育について聞いてみた。この質問は，1条校と専修学校の違いを明らかにし，1条校化の論点を整理するためにも，意味のある質問内容だと考えられる。

【質問5　1条校にはない高等専修学校独自の教育とは何だと思うか。それを可能にしている要因は何か。】

・人間教育。1条校は学習面中心になる。道徳的な生き方，人間の誠意とか，理解とか。福祉の心を育てている。毎月1回地域ボランティアを実施している。LHRの時間に。町内会清掃活動。かつては，郵便ポストの掃除，老人クラブ窓ふき，冬は除雪。今年の1年生の中で足の不自由な子がいる。その子が入ってくると分かった時に，2，3年生対象に障害者理解の教育を行った。利き腕を使わないで電卓をやったり，車いす，2人ペアでアイマスクで校内を歩く。(筆者「なぜそれらが可能なのか？」)　昭和61年から北海道のボランティア指定校になっている。社会福祉協議会との連携があるので，いろいろなボランティアをやっている。うちは先生方が主導。公立は生徒任せの傾向にあるかもしれないが，うちは，先生も生徒と一緒にボランティアに参加している。子供盆踊りの復活。（A校　校長）

・公立では，ねらい，目標が一律があるが，そこで出来ない取り組みができるのでは。高等学校では，特別支援教育の取り組みが，なかなか進展していっていないので，不登校（発達障害）の受け入れが出来ると思う。東京都にある高等専修学校はこのような傾向が強く，都でもそれらの学校に予算付けされている。高等専修学校では，軽い，一部の障害のある子供を受け入れていったらよいと思う。(高校を卒業した子として見てもらいたいという親や本人

の願いをかなえるためにも）私立高校でも，その学校のうりとする「スポーツが強い」「進学校」というものがあるわけだが，そこからスイッチを換えて特別支援教育を導入することは難しい。スイッチを切り替えられるのは，高等専修学校の特徴だと思う。学校に対する規制が緩やかなので，学校自身が自由な発想で動けるから，スイッチの切り替えができる。

（B校　顧問）

・柔軟で弾力的にカリキュラムを組むことができる。普通科目に関しては，技能連携をしているので学校独自の教育内容は難しいが，専門科目に関しては，生徒の実態にあわせて授業内容を組み立てることができる。教科書も独自に選べる。　（C校　教頭）

・講師の先生は現場で活躍されている方。その方から直接，学ぶことができる。業界とのつながりがある。業界デビューのための教育ができる。（D校　事務局長）

・自由度，教科・中身に関して自由度があるという点が1番のメリット。恐らく，1条校化になると，文部科学省の定めたカリキュラムに縛られるのではないかと思う。教員の資格の問題がある。教員資格も厳密に定められてしまう。そうなると，1条校になると自由度が低くなり，実務経験のある教員の指導がなくなってくる（教員としての素養も必要ですが，実務経験のある方の指導を受けられるのが専修学校の強みであると思うので）。文部科学省のガチガチの役人的縛りがあると難しい。専修学校の良さを残しながら1条校化というのはいいと思うが，だぶんそうはならないでしょうね。1条校化そのものは悪くないと思うが，（全専各連の）1条校の像，ビィジョンが分からないので，なんとも賛成・反対とも言えない。

（E校　教頭）

・いろいろな生徒を受け入れ可能である。それが，強みでもあり，弱みでもある。セールスポイントがなくなってきているというか‥。年齢的に幅のある子たちが入ってくるので，生徒に，兄，姉のような存在ができる。技術の習得とは，1年，2年のくくりがなくて生涯なんですよね。何でもそうかもししれませんが，特に洋裁は，年を重ねるごとに技術力が増します。生涯学習的な部分もあると思う。技術を身につけることができる学校だからこそ，いろいろな生徒を受け入れることが可能なのではないか。（F校　校長）

A校は，高等専修学校独自の教育として，人間教育をあげている。他の学校は，カリキュラムや指導内容の柔軟性を指摘している。しかし，人間教育やカリキュラムの柔軟性も，多様な生徒を受け入れ始めている高等学校でも実施されていると思われるので，高等専修学校独自の特徴とは言えないのではないかと考える。F校の「いろいろな生徒を受け入れ可能である」という点に関しても，この特徴はF校のみで，他の学校は，ほぼ高校生と同じ，16歳から18歳の生徒を受け入れており，高等専修学校全体の特徴とはならない。それよりもむしろ，下線部にあるような，重点をおいている教育について「スイッチの切り替えができる点」や「現場で活躍している方や実務家教員から指導が受けられる」等が高等専修学校独自の特徴であると考えられる。

６．高等専修学校における1条校化をめぐる論点

以上の聞き取り調査から，1条校化に対する高等専修学校の管理職の意見は，立場が明らかでないD校以外は，「賛成派」と「反対派」に分かれた。

ある程度の生徒数がいる，A校，B校，C校の管理職は，賛成派で，専修学校の1条校化を望んでいた。この3校については，技能連携制度も利用し，高等学校と同等の教育を行っているので，高等学校との取り扱いの格差を感じやすいためだと思われる。A校，B校については，学校独自で定めた推薦入試日以外に一般入試日は，地域の私立高校の入試日と同じ日に設定され，地域の人々（中学生，保護者，中学校教師）からは，私立高校と同じように位置づけられており，今後，生徒数確保の点からも1条校の私立高校へ格上げしたいと願っているようだ。さらに，「個々の学校が基準を満たして1条校を目指せばよい」という考え方に対しては，「個々の学校が1条校化を目指し設置基準を満たしたとしても，地域や周辺の学校からの承認がなければ1条校化の実現が難しい」というB校のコメントから，個々の学校の1条校化は容易ではないことが明らかになった。

一方，1条校との格差を感じていながらも，規模が小さい学校は，専修学校の1条校化に反対であった。学校規模が小さい方が，経営の安定化を目指し，私学助成を得られる1条校化の方向性を望んでいるのかと予測していたが，むしろ反対の結果となった。1条校となれば，教員資格のある人材の確保や，施設面の整備，校地面積の確保などある程度の資金力が必要となってくるため，むしろ小規模のE校，F校の方が，このまま専修学校として経営していくこと望んでいた。その中でも特に，E校の教頭は，1条校化によって支援は手厚くなるが，反面，専修学校独自の「自由さ」「柔軟さ」が失われてくることを心配していた。また，教員の資質が何よりも重要であると考え，助成金（補助金）が増えることで，教員の資質が必ずしも向上するとは限らないと慎重な意見を述べていた。

このような結果は，1条校化についての賛成意見が多かったが，その中でも規制が多くなることを懸念していた瀧本（2008）の専門学校関係者からの調査と同じような意見となった。ただし，今回の高等専修学校の調査において大きな特徴は，学校規模や技能連携制度の利用の有無によって，1条校化に対する立場がはっきりと二分された点である。

追加として，全国規模で学校を運営しているD校は，専修学校の1条校化について，自校だけでは回答できないため，その立場は明らかにできなかった。ただし，少なくともD校は，第一線で活躍しているプロの講師から積極的に指導を行ってもらうなど，現在，専修学校の利点を活かしながら，細やかで，徹底的な職業教育を実践していることには間違いない。

以上の管理職の意見から，高等専修学校の1条校化をめぐる論点を4つ示しておきたい。

第1に，全専各連の提案している高等専修学校の1条校への条件と現場の管理職との意見の間に「ギャップ」が生じている点である。全専各連は，高等専修学校のうち，修業年限が3年以上で，設置者が学校法人である学校を1条校へ追加規定したい考えだが，今回の管理職への聞き取り調査からは，3年制で設置者が学校法人であり，大学入学資格付与指定校となっていても，生徒の人数や学校の経営規模，または経営方針等から，全ての学校が，1条校化を望んでいるわけではないことが明らかになった。今後，1条校化に格上げになれば，それと同時に，教育内容や教育設備，そして教員の資格等が厳格化され，自校の経営規模では，それらを十分に賄いきれないためであろう。また，北海道の地方においては，地元の公立高校や私立高校との役割分

担から，生徒の住み分けのようなものが出来ていて，私立高校として経営するよりは，高等専修学校として経営していった方が，学校の特色が活かされてくるのかもしれない。

第2の論点は，「専修学校の振興に関する検討会議」でも出されているように，専修学校の1条校化を実現し，格差改善を獲得するのか，それとも専修学校のままで「柔軟性」や「自由度」を維持していくのかという点である。この論点については，管理職の話の中にも度々出てきている。ただし，この「柔軟性」や「自由度」は，1条校の通信制高校や定時制高校と技能連携を結んでいる学校は，結んでいない学校と比べると「柔軟性」や「自由度」は狭められてくる。また，ダブルスクールとして，生徒や教員の負担も大きいことから，このタイプのA校，B校，C校は，1条校化を望んでいるのだろう。

第3の論点は，教員資格の問題である。高等専修学校の教員は，高等学校の教員と異なり，専門学校卒でも実務経験があれば，教員になることができる。津田（2011，2012，2013）は，高等専修学校ではなく専門学校の教員において，資格教育に頼ることなく職業教育を充実させるには，大学・短大の教員と同じく，修士レベルの学歴と第三者が認める実績を持つ必要があると述べている。確かに，専門学校を高等教育機関と位置づけるなら，大学・短大教員のように，専門学校の教員も学歴や学術性が必要であると考えられるが，専修学校は，職業人の養成の場と考えれば，専門学校の教員が，大学や短大教員と同様の学歴や学術性を持つべきかどうかは判断が難しいところである。実際，今回の調査でも，管理職は，高等学校の教員免許がなくても，現場で活躍している方から直接指導を受けられるのが，高等専修学校の1番の強みであると述べている。従って，この教員資格の問題は，専門学校だけではなく，高等専修学校においても検討すべき課題であり，今後，専修学校を1条校化へ追加規定する際の基準として，「教員資格」は，大きな論点となるであろう。

最後の論点として，学園内の専門学校や他の学校との関係性の問題をあげておく。高等専修学校は，先にも述べたように，それ単独で経営している学校は少なく，たいていは複数の課程や学校を経営している場合がある。高等課程は専門課程と比べて生徒数が少ない傾向にあり，その収益面は，学園内おいても補完的な役割だと思われるので，その学校をわざわざ1条校へ格上げする必要性があるのかどうかという疑問が出てくる。北海道の学校にはなかったが，本州の学校には，同じ学園内に，高等学校と高等専修学校を有している学校もあり，それぞれ役割を分担している学校を，あえて1条校に一本化してしまう必要性は低いと思われる。

以上，高等専修学校の管理職の意見を中心に，1条校化の論点を整理してきたが，1条校化の要望を，学校経営面からの要望としてのみ捉えるのではなく，高等専修学校が担ってきた役割を確認し，そこで学ぶ子どもたちの立場から，1条校化を目指すべきなのか，それとも高等専修学校のままで「自由度」「柔軟性」を活かしていくべきなのかを検討すべきであろう。それと同時に，高等学校で学ぶ子どもとの格差改善に向けて，優先順位の高いものから個々に改善を目指す継続的な努力が必要である。

注

1　全国専修学校各種学校総連合会のHPによると，全専各連は，専修学校及び各種学校における教育の振興を図ることを目的に，専修学校及び各種学校によって構成される都道府県協会等により組織されている。全国の

各種学校を統一した「全国各種学校総連合会」を前進とする団体。

2 『広報全専各連』No128（2006）参照。それによると，平成18年2月22日の全専各連54回定例総会において，1条校化運動の推進を議決した。

3 1条校化の議論については，瀧本（2008），安田（2007）などがある。

4 梶原宣俊（1993），pp. 14-25参照。

5 瀧本（2011b），p. 36

6 大学入学資格付与指定校のこと。学校教育法90条，学校教育法施行規則150条の3に基づく。全国高等専修学校協会のHPでは，「大学入学資格付与指定校を卒業すると自動的に大学入学資格が付与され，大学・短期大学を受験することができる。なお，指定の主な要件は修業年限が3年以上で総授業数が2,590単位時間以上（普通科目の総授業時間数が420単位時間以上）」との解説がある。

7 大村（1992）によると，技能連携制度とは，学校教育法第45条の2（現在は，同法第55条になる）に基づいて，高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が，都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設（専修学校，各種学校，職業練施設等）で教育を受ける場合に，高等学校の校長が一定の条件のもとに，当該技能教育施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度である。筆者の調査では，技能連携を行っている高等専修学校で取得した専門科目の単位については，高等学校の単位として認定し，普通科目の単位については，技能連携をしている高等学校へレポートを提出し，その後，試験によって，単位が認定され，高等専修学校卒業と同時に高等学校卒業資格が得られる仕組みになっている。

8 藤田（1977）は，進学，進級の機会が限定された複数のトラックが存在しており，ある段階から生徒たちをそれらのトラックに振り分け，その後はそれぞれのトラックに沿って歩むことを余儀なくされることをトラッキングと呼んでいる。

9 伊藤（2013）は，東京都における高等専修学校の調査を行い，中退率の低さや卒業後の進路状況から高等専修学校は，トラッキングによる不平等の再生産の構図を打開している学校と考えられると述べている。

10 「専修学校の振興に関する検討会議」（http://www. mext. go. jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/，2014年1月20日閲覧）参照。

11 「専修学校の振興に関する検討会議」における「第2回『専修学校の振興に関する検討会議』意見発表　専修学校の具体的な振興方策の提案―当面する重要な課題の解決に向けて―」（検討会議第2回配付資料）（http://www. mext. go. jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/08010708/001. htm，2014年1月31日閲覧）参照。それによると，その他，全専各連は「新しい学校種は，入学資格を特定するとともに，学校体系において，適切と認められ，かつ他の学校種と棲み分けることができる独自の目的を規定すること」「新しい学校種は，専修学校及び他の学校種の基準等とは異なる独自の基準により設置すること」を1条校化の基本方針に掲げている。

12 前掲11に同じ。それによると，全専各連の掲げる「新高等専修学校」の基準・要件については，その他，「教育課程（学習指導要領），教科用図書，教員資格，校地・校舎の面積及び校地・校舎・施設設備の内容は，『教育の目的を達成するために最低限必要となる基準（専修学校設置基準を基本）』を新たに定める」「後期中等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し，修了者に大学入学資格を付与する」とがある。

13 「専修学校の振興に関する検討会議」（第7回）の資料2「これまでの主な意見概要（案）」（http://www. mext. go. jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/08050711/001. htm，2014年1月20日閲覧）参照。

14 文部科学省「『職業実践専門課程』について」（http://www. mext. go. jp/a_menu/shougai/senshuu/1339270. htm，2014年1月20日閲覧）参照。

15 全国高等専修学校協会「平成24年度　高等専修学校への都道府県の助成状況」(http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/josei_h24.pdf, 2013年5月10日閲覧) 参照。

16 前掲15に同じ。

17 前掲11に同じ。

18 文部科学省生涯学習局 (2013)『専修学校における学校評価ガイドライン』p. 95参照。

19 前掲11に同じ。

20 前掲7に同じ。

21 前掲6に同じ。

22 前掲6に同じ。

23 学校教育法の特例として, 2004年から, 株式会社やNPO法人も1条校の「学校」の設置が認められている。ただし, これらの「学校」は, 私学助成の対象とはなっていない。

24 山田 (2013b), p. 10

25 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団「教育研修」(http://www.sgec.or.jp/scz/business/induction/new_induction.html, 2014年2月5日閲覧) 参照。また, 津田 (2013) によれば, 看護師, 歯科衛生士, 美容師・理容師, 柔道整復師など, それぞれの養成施設指定規則に従って, 教員養成講習会を実施している。

26 高等学校設置基準第二号表, 専修学校設置基準第二十一条関係別表第二に詳しい。

27 清水 (2002), p. 104参照。

28 前掲27に同じ。

29 公益社団法人全国経理教育協会のこと。ここでは, それ主催の簿記能力検定を指す。

参考文献

藤田英典, 1977,「教育達成および職業達成の機会構造―その概念的考察と実証的分析―」,『名古屋大学教育学部 (教育学科)』24巻, pp. 97-110

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団　編, 2012,『平成25年度版　全国専修学校総覧』

伊藤秀樹, 2013,「後期中等教育のセーフティネットにおける不平等:高等専修学校に着目して」,『東京大学大学院教育学研究科紀要』(第52巻), pp. 117-126

文部科学省生涯学習局, 2013,『専修学校における学校評価ガイドライン』

梶原宣俊, 1993,『専門学校教育論』, 学文社

大村恵, 1992,「技能連携制度の研究 (その1)―愛知県の実態を中心に―」,『愛知教育大学研究報告 (教育科学編)』第41輯, pp. 71-84

清水信一, 2002,『ダメ人間はいない　学校で生徒はかわる』, 文芸社

瀧本知加, 2008,「専門学校の制度的特徴とその多様性:青年期職業教育機関としての可能性を展望して」,『産業教育学研究』38巻1号, pp. 65-72

瀧本知加, 2011,「戦後専修学校制度の成立:各種学校制度の展開と専修学校制度構想」,『人文研究　大阪市立大学大学院文学研究科紀要』第62巻, pp. 77-92

瀧本知加, 2011,「専修学校制度の構造と一条校との関連性」,『教育学論集』(第37号), pp. 29-38

津田敏, 2011,「専門学校教員資格の現状に関する一考察」,『佛教大学教育学部学会紀要』(第10号), pp. 119-130

津田敏, 2012,「専門学校の教員資格に関する一考察:指導者の『専門性』を何が担保するか」,『佛教大学教育学部学会紀要』(第11号), pp. 117-131

津田敏, 2013,「社会人等入学者における専門学校教員についての一考察」,『佛教大学教育学部学会紀要』(第12

号), pp. 83-97
山田千春, 2013,「専修学校研究の検討」,『北海道大学大学院教育学院研究紀要』(第118号), pp. 207-223
山田千春, 2013, 「教育の目的による高等専修学校の分類」,『教育福祉研究』(第19号), pp. 9-18
安田水浩, 2007,「『一条校化』は本当に必要か？(特集　専門学校のこれまでとこれから)」,『月刊高校教育』40(12), pp. 40-44

Point at Issue of the First Article School of the Upper Secondary Specialized Training Schools *(Koto Sensyu Gakko)*

－An Interview with Managers of School－

Chiharu YAMADA

Key Words

Upper secondary Specialized Training schools (*koto sensyu Gakko*), The first Article School , Upper secondary education

Abstract

To improve the difference of the treatment because a vocational school (*Sensyu Gakko*) is not a "school" of the first Article of the School Education Law (*Gakkoukyouiku-hou*), National Association of Vocational Schools of Japan (*Zensenkakuren*) has promoted the First Article School Movement of Vocational School.

Because the discussion about it is performed mainly in Specialized Training schools (*Senmon Gakko*), in this report, it focused on the Upper secondary Specialized Training schools (*koto sensyu Gakko*), based on the interviews to the management of the Upper secondary Specialized Training schools of Hokkaido, and the writer tried arranging the point at issue.

As a result, the small school wanted a vocational school from a point of being required to secure the qualified teachers and enhance the facilities. On the other hand, medium-sized schools have hope that they expect the improvement of facilities and an increase in the number of teachers and that they are become the first Article school .

Based on them, as the point at issue of the first Article school, 1) That there is a gap of opinion between the site and the demand of the first Article school in National Association of Vocational Schools of Japan. 2) Whether to give priority to improved treatments, and whether to give priority to flexibility in education. 3) About the teacher qualification. 4) Problem of relationship with other schools in the same management. These four point at issue are found.